

令和2年度

駒岡清掃工場

ストロカ用油圧シリンダー整備業務

仕 様 書

仕様書

I 委託業務の概要

1 業務名

駒岡清掃工場ストロカ用油圧シリンダー整備業務

2 業務内容（概要）

駒岡清掃工場内のストロカ等駆動用油圧シリンダーをストロカから取り外し、分解点検整備し、組み付け等を行う。

油圧シリンダーが年間を通じ円滑に稼動し、その機能を保持することを目的とする。

3 業務内容（詳細）

別紙整備内容書参照

4 業務履行場所

札幌市駒岡清掃工場（札幌市南区真駒内 602 番地）

5 業務履行期間

契約締結の日から令和3年3月26日（金）まで

II 一般事項

1 提出図書

(1) 業務着手届（1部）

(2) 業務責任者指定通知書（1部）

(3) 業務日程表（1部）

(4) 業務報告書（1部）

整備ごとに整理し、一括提出すること。

整備及び検査等に使用する測定機器等については、検査成績書及び校正履歴などの管理記録を併せて提出すること。

※業務報告書については、どの部品を交換したかなど詳細に記すこととし、施設担当者の了承を得たものとする。

(5) 業務記録写真（1部）

業務記録写真は、整備ごとの整備前、整備中、整備後を撮影して1部提出すること。

(6) 業務完了届（1部）

提出する書類等の様式は、事前に施設管理担当者と協議のうえ、承諾を受けること。

2 適用法令

廃棄物の処理及び清掃に関する法律、電気事業法、労働安全衛生法などの関係法令に基づいて業務を行うこと。

3 焼却炉停止予定期間（各焼却炉の油圧シリンダー整備期間）

受託者は、以下の各焼却炉停止期間中に、各焼却炉の油圧シリンダー整備などを行う。なお、焼却炉停止期間は、発注者の都合により変更する場合がある。

(1) 1号炉定期整備：令和2年11月11日～令和2年12月24日

※各焼却炉の停止期間終了日1週間前までに、受託者が整備済み油圧シリンダーの取り付けを完了する。

※本業務の詳細な実施日時は、施設管理担当者と協議のうえ、決定する。

4 安全衛生管理

業務責任者は、業務担当者の労働安全衛生に関する安全教育に努め、関係法令に従い作業環境を良好な状態に保つことに留意し、特に換気、騒音防止、照明の確保等に心掛けること。

5 火気取扱

火気を使用する場合は、あらかじめ施設管理担当者の承諾を得るものとし、その取扱いに際しては十分注意すること。

6 復旧

他の設備及び既存物件の損傷、汚染防止に努め万一損傷又は汚染が生じた場合は、速やかに施設管理担当者へ報告するとともに、受託者の責任において現状復旧すること。

III 特記事項

1 ダイオキシン類ばく露対策

整備にあたっては、「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類暴露対策要綱」（平成26年1月10日付基発0110第1号）に基づき作業を実施することとし、保護具は以下の管理区域別に、施設管理担当者の承諾を得て措置すること。

(管理区域)

場所名	管理区域	保護具レベル	備考
炉室内	レベル1	R L 3	

2 環境負荷の低減

- (1) 本業務の履行においては、委託者である札幌市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。
- (2) 電気、水道、油等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- (3) 施設内清掃作業にあたっては、環境に配慮した資機材及び装備等を使用し、極力節約に努めること。
- (4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- (5) 本業務の履行において使用する物品・材料等は極力環境に配慮したものを使用すること。
- (6) 業務に伴い排出される廃棄物は極力、減量、リサイクルすること。

3 その他

- (1) 既存物件の損傷・汚染防止に努め、万一損傷又は汚染が生じた場合は、速やかに施設管理担当者へ報告するとともに、受託者の責任において復旧すること。復旧方法は、施設管理担当者の承諾を得なければならない。
- (2) 仕様書中に「支給」と明記されているもの以外は、受託者が用意する。
- (3) 本仕様書に明記のない事項については、施設管理担当者と協議する。
- (4) 受託者は契約前に十分現地を確認すること。図面と現況が異なる場合は、現況を優先する。